解散公告

当組合は、平成二十八年十月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

長崎市大橋町七番二二号

大橋市場協同組合

清算人　山口　明彦

解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

鹿児島県南九州市川辺町平山六〇五四番地二

株式会社ヨシカイファクトリー

代表清算人　吉開　尚弘

解散公告（第一回）

当寺院は、平成二十八年十月十九日付をもって解散しましたので、当寺院に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

大阪府交野市東倉治二丁目一五番一号

宗教法人宜春院

清算人　東海　元昭

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十月十三日開催のジョルノビル臨時区分所有者集会条件付き決議により堺東駅南地区第一種市街地再開発事業の権利変換期日前日（平成二十八年十月二十七日）に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

堺市堺区三国ヶ丘御幸通一五二番地

ジョルノビル管理組合

清算人　株式会社ジョルノビル管理

代表取締役　尾崎　哲郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十月二十五日茅ヶ崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

横浜市西区北幸二丁目九番一四号相鉄不動産株式会社内

茅ヶ崎駅前分譲マンション建替組合

代表清算人　庭屋　惠一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年九月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

静岡県湖西市内浦三一六番地

農事組合法人内浦農事組合

清算人　近藤　義信

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

長崎市三重町四二三番地長崎西彼農業協同組合三重支店内

農事組合法人三重自給飼料生産組合

清算人　渡部　英二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年七月二十九日鳥取県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

鳥取市富安二丁目三五番地

学校法人鳥取経理学園

清算人　横井　司朗

配当公告

東京都中央区八重洲二丁目八番一〇号

破産者　株式会社太陽カントリークラブ

右の者に対する東京地方裁判所平成二十四年（フ）第一〇八二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先的破産債権　金四一、八三三、七三〇円

一般破産債権　金三、六三七、七五一、二三二円

一、配当することのできる金額

優先的破産債権　金四一、八三三、七三〇円

一般破産債権　金五〇四、一二七、二三一円

平成二十八年十一月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目九番九号虎ノ門倉並ビル二階　北秀昭法律事務所

破産管財人　北　秀昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市材木町一八番、最後の住所岩手県花巻市材木町一八番一〇号

被相続人　亡　古舘　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市本町一六番地三、最後の住所福島県福島市松浪町六番三〇号グラン・ドムール松浪二〇六号

被相続人　亡　齋藤　敏晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

福島県福島市松浪町五番四号

相続財産管理人　三浦　正博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市宮和田七四〇番地一、最後の住所茨城県取手市宮和田七四〇番地二―八〇八

被相続人　亡　野口　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

事務所茨城県取手市白山一丁目四番二二号

サンライフさつき二〇二号室

相続財産管理人　弁護士　有川　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市上小鳥町三六二番地三二、最後の住所群馬県高崎市箕郷町上芝四七〇番地一五

被相続人　亡　**柳**澤　達夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

群馬県高崎市檜物町一一二番地

相続財産管理人　弁護士　横地　宏紀

第７期決算公告　平成28年11月16日

愛知県丹羽郡扶桑町大字南山名字西ノ山50番地

エコホームパネル株式会社

代表取締役　山口　信仁

貸借対照表の要旨（平成28年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	165,985
	固定資産	36,653
	合計	202,639
負債及び純資産の部	流動負債	92,685
	固定負債	19,275
	資本金	90,677
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	63,741
	利益剰余金	63,741
	その他利益剰余金	16,936
	（うち当期純損失）	16,936
	合計	(10,927)
		202,639